

人権の尊重

考え方/方針/体制

基本的な考え方

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづき、一社メノキの事業活動に関わる内外すべての人の人権を尊重し、専門家のアドバイスを参考にしながら①人権方針の策定・見直し②人権を尊重するための努力③救済メカニズムの整備・運用④人権啓発活動を行っています。

人権方針は、公開し、Web サイトで周知しています。

一般社団法人メノキ人権方針

メノキは、2021 年の設立時より、全役員・従業員を性別、年齢、職種、障害の有無等で区別することなく、公平公正を指針として、人間尊重主義を実践しています。

本方針は、上記の理念の下、人権尊重や人権保護への取り組みに対するメノキの姿勢を表明するものであり、その内容は、メノキの各種方針や手続きに反映されます。

1. 人権の尊重

メノキは、その事業活動において、「国際人権章典」、「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」、「国連 ビジネスと人権に関する指導原則」、および「経済協力開発機構(OECD)責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」にて表明されている国際的に認められた人権を尊重します。具体的には、基本的人権の尊重と人種・国籍・性別・宗教・信条等による差別・ハラスメント・暴力の禁止、ダイバーシティ（多様性）の推進、児童労働の禁止、強制労働（人身取引を含む）の禁止、不合理な移動制限の禁止、各地の法令に則した結社の自由と団体交渉権の尊重、従業員に対する法定賃金以上の賃金の支払い、過重労働の防止と適切な休日の付与、労働安全衛生の確保、労働災害の未然防止、プライバシーの保護、および責任ある鉱物調達に取り組みます。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を重視し、障害者への支援を積極的行います。

2. 人権を尊重するための努力

メノキは、「国連 ビジネスと人権に関する指導原則」に従い、自社の事業活動に伴う人権への負の影響を特定し、負の影響が認められる場合にはそれを防止・軽減する取り組みを行います。また、本方針を必要に応じて見直します。

3. 救済メカニズム

メノキの事業活動に伴う人権への負の影響を把握するために、社内外からの実効的な通報システムを整備し、運用します。また、メノキが人権への負の影響を引き起こしまたはこれを助長したことが判明した場合には、適切な手続きを通じてその是正に取り組めます。

4. 啓発活動

メノキは、役員・従業員が、人権に関する国際規範や本方針に対する理解を深め、人権に関する諸問題に適切に対応できるよう、人権に関する啓発活動を継続的にを行います。

5. 関わる人たちとの対話

メノキは、本方針に定める人権に対する取り組みについて当社ウェブサイト等を通じて関わる人たちにお伝えします。また、本方針の一連の取り組みにおいて、専門家からの人権に関する専門知識を活用するとともに、メノキの事業活動により人権に関する影響を現に受けまたは受ける可能性がある従業員、関係者との対話を行います。